



市 からの 連絡 帳

12月 28~30日 各種サービス停止

ネットワークメンテナンス作業に伴い下記の期間中、該当サービスの全ての機能が利用できなくなります。

◆図書館HP全般

時 12月28日(月)午後1時~29日(火)正午
◆中央図書館(☎042-465-0823)

◆市HP全般

時 12月29日(火)午前0時~正午
◆秘書広報課(☎042-460-9804)

◆市への電子メール(全ての送受信)

時 12月28日(月)午後6時~30日(水)午後5時

◆公共施設予約管理システム全般

時 12月29日(火)午前9時~正午
◆情報推進課(☎042-460-9806)

税・届け出・年金

事業主の皆さんへ「eLTAX(電子申告・電子申請)が便利です」

「eLTAX」は、地方税の申告や届け出などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。対象となる税目と内容は次のとおりです。

- 個人住民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書、給与所得者異動届出書^{ほか})
- 法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)
- 固定資産税(償却資産申告書)

「eLTAX」利用開始の手続きや操作方法などは、eLTAX HPをご確認ください。

◆問い合わせ先

□法人の電子証明書取得方法・eLTAX eLTAXヘルプデスク

(ナビダイヤル☎0570-081459・IP電話やPHSなどから☎03-5500-7010) ※平日午前9時~午後5時(年末年始を除く)

□個人の市・都民税(特別徴収)

◆市民税課(☎042-460-9827・9828)

□法人の市民税

◆市民税課(☎042-460-9826)

□固定資産税(償却資産)

◆資産税課(☎042-460-9830)

国民年金保険料の追納制度

免除・猶予・学生納付特例などの承認を受けた期間は、10年以内に限り遡って保険料を納めることができます(追納)。追納することで、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。また追納する場合は、古い保険料からになります。

□平成28年3月末日までに追納する場合の保険料(月額)

年度	保険料(月額)
平成17年度	14,880円
平成18年度	14,930円
平成19年度	14,960円
平成20年度	15,090円
平成21年度	15,160円
平成22年度	15,430円
平成23年度	15,220円
平成24年度	15,070円
平成25年度	15,040円
平成26年度	15,250円
平成27年度	15,590円

※平成24年度以前の保険料には加算額が含まれています。

※一部免除の追納は、時効内に一部の保険料を納付している必要があります。 ※65歳の前日以降、または老齢基礎年金の繰り上げ請求を行っている場合は、追納できません。

申 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・☎の窓口へ

☎ 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆ 保険年金課(☎042-460-9825)

福祉・子育て

離職者のための住居確保給付金

就労能力・意欲のある離職者で、住宅を失っている、またはその恐れのある方を対象として、住まいの確保と再就職に向けた支援を行います。住居確保給付金の支給要件、再就職に向けたプログラムなど詳細は、下記へお問い合わせください(平日午前9時~午後4時)。市HPでもご覧になれます。

◆生活福祉課(☎042-438-4023)

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まない)。

□減額要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ②65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、または障害のある方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)
- ③平成19年4月1日~平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う
- ④1戸当たりの改修工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)
- ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類

- ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

介護保険事業者ガイドブック(改訂版)を発行

介護保険事業者ガイドブックには、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご利用ください。

□配布場所 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)・各出張所・各地域包括支援センター

◆高齢者支援課(☎042-438-4032)

ひとり親家庭等医療費助成制度~(親)医療証をお送りします~

本制度は18歳に達した日に属する年度末日(障害がある場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭および、ひとり親家庭に準ずる家庭に対し、保険診療で掛かった医療費の自己負担分を助成するものです。現況届を提出し、平成27年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、今月末に新医療証(平成28年1月1日~12月31日有効)を郵送します。現況届を未提出の方は、至急ご提出ください。

◆子育て支援課(☎042-460-9840)

くらし・スポーツ

図書館の特別整理休館

蔵書点検のため、下記の日程で順次休館します。該当館以外は開館しています。ご理解・ご協力をお願いします。

館名	休館期間(平成28年)
柳沢	1月19日(火)~21日(木)
中央	26日(火)~28日(木)
保谷駅前	2月2日(火)~4日(木)
芝久保・谷戸	16日(火)~18日(木)
ひばりが丘	23日(火)~25日(木)

◆中央図書館(☎042-465-0823)

スポーツ施設利用者登録の更新

平成23年3月31日までにスポーツ施設の利用者登録をした個人・団体は、5年の有効期限が切れるため登録の更新が必要です(既に更新済みの場合を除く)。 ※対象の個人・団体は、平成28年1月

1日(祝)以降に公共施設予約管理システムへログインした際、メニューの上に有効期限が表示されます。

□対象施設 スポーツセンター・総合体育館・きらっと・武道場・向台運動場・芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひばりアム・東町テニスコート・健康広場・市民公園グラウンド

□受付期間 平成28年1月4日(月)~31日(日)(1月5日(火)は休館)

□受付場所 スポーツセンター・総合体育館・きらっと

□提出書類

- 個人登録(高校生以上のテニスコート利用者)…利用者登録届書・本人確認書類(本人による提示)
- 団体登録(10人以上(テニスコートは4人以上)で構成された団体)…利用者登録届書・団体登録名簿・代表者または担当者の本人確認書類(本人による提示)

※市内在勤・在学の方は、それを証明する書類(写し可)の提示が必要です(市内在住者が過半数に満たない団体のみ)。

※登録届書などは、受付場所で配布。市HPからもダウンロード可

※利用者登録証を発行するため、受け付けに時間がかかる場合があります。

※1団体による複数登録や虚偽の申請はおやめください。

※有効期限に関わらず、登録内容に変更が生じた場合は、その都度受付場所へ届けてください。

☎ スポーツセンター (☎042-425-0505)

◆ スポーツ振興課(☎042-438-4081)

市政・選挙

補助金・負担金の概要の公表

「市にはどのような補助制度があるのか」「補助金を使って、どのようなことが行われているのか」などの疑問にお答えし、平成26年度に支出した補助金・負担金の事業目的・補助内容や、補助金を受けている主な団体の概況などを公表しています。

資料は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPでご覧になれます。

◆企画政策課(☎042-460-9800)

固定資産税の減額

◆資産税課(☎042-460-9830)

住宅耐震改修工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まない)。

□減額要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ②平成27年12月31日までに改修工事を完了した家屋
- ③1戸当たりの改修工事費用が50万円超

□必要書類

- ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ②固定資産税減額証明書
- ③耐震改修工事費用の領収書の写し

②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})およびバリアフリー改修工事費用の領収書の写し

③納税義務者の住民票の写し

④改修住宅の居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…その方の住民票の写し ●要介護または要支援…その方の介護保険被保険者証の写し ●障害のある方…その方の障害者手帳の写し

⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1 一定のバリアフリー改修工事…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り換え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120

㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まない)。

□減額要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ②平成20年4月1日~平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)(※2)を行う
- ③1戸当たりの改修工事費用が50万円超
- ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類

- ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ③熱損失防止改修工事費用の領収書の写し
- ④納税義務者の住民票の写し

※2 一定の熱損失防止改修工事…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するものの工事で、窓の改修を含めた工事であることが必須)